

期末時価評価課税の適用除外サービス約款

第1条（本約款の適用）

- 1 この約款（以下「本約款」といいます。）は、GMOコイン株式会社（以下「当社」といいます。）がおお客様との間で行う個別の期末時価評価課税の適用除外サービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、当社とおお客様との間において締結される個別契約に適用されるものとしします。
- 2 本約款及び個別契約（本約款と個別契約を以下「本約款等」と総称します。）に定めのない事項については、「GMOコインサービス基本約款」の定めに従うものとしします。また、本約款と個別契約の規定が異なるときは、個別契約の規定が本約款の規定に優先して適用されるものとしします。
- 3 本サービスのお申込み及びご利用に際しては、「暗号資産交換業者に関する内閣府令」（以下「内閣府令」という。）第23条第1項第9号、ならびに、一般社団法人日本暗号資産取引業協会（以下「協会」という。）の「移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則」（以下「本規則」という。）及び本規則に関するガイドラインの内容をご理解いただく必要があります。

第2条（定義）

本約款における用語は、GMOコインサービス基本約款に定めるほか、以下の各号に定める意義を有するものとしします。

（1）対象暗号資産

期末時価評価課税の適用除外サービスの対象となる暗号資産として、当社が指定する暗号資産をいいます。対象暗号資産は、当社での新規取扱い開始又は廃止等により変更することがあります。

（2）受付条件

期末時価評価課税の適用除外サービスにかかる条件を定めた要項をいいます。

（3）個別契約

個別の期末時価評価課税の適用除外サービスに関して、本約款及びお申し込み内容に基づいて当社とおお客様との間において締結される契約をいいます。

（4）移転制限期間

実行日から終了日までの期間をいいます。

(5) 実行日

移転開始制限期間の開始日として、個別契約において定める日をいいます。

第4条（申込み条件）

1 本サービスの利用を希望される場合は、当社所定のお問い合わせフォームより本サービスの利用をお申し込みいただきます。申込みのための条件は以下の通りです。

- (1) 当社において法人口座の開設が完了していること
- (2) 当社が取り扱っている暗号資産であること
- (3) 対象の暗号資産を1年以上、移転制限可能であること
- (4) 申請1件あたり暗号資産の時価が、原則として100万円以上であること
- (5) 協会に届け出るべき事項について、当社に対して情報提供いただけること
- (6) 対象暗号資産の種類、数量その他協会が別に定める事項について、協会のウェブサイト上で公表されることに同意いただけること
- (7) その他本サービスの利用にあたって当社が必要と判断した事項を遵守いただけること

2 第三者から移転制限を受けている暗号資産については、本サービスの対象外となります。

第5条（申込み方法）

当社所定のお問い合わせフォームより本サービスの利用をお申し込みいただきます。申込みの際にお客様に申告いただく事項は以下の通りです。

- (1) 法人の商号又は名称
- (2) 対象暗号資産の種類
- (3) 対象暗号資産の数量
- (4) 対象暗号資産の保有目的
- (5) 移転制限の開始希望日

第6条（移転制限について）

実行日が到来すると、対象の暗号資産はお客様の口座内でロックされます。該当の暗号資産について、移転制限措置が終了するまで、お客様は売却、送付並びに貸暗号資産ベーシックサービス及び貸暗号資産プレミアムへの申込みを行うことはできません。

第7条（手数料）

暗号資産の種類1件ごとに事務手数料10,000円（税込）を徴収いたします。

第8条（移転制限の終了）

- 1 お客様からのご連絡がない限り、第6条に定める移転制限が発生し続け、本サービスの利用が継続されます。お客様が移転制限の終了を希望する場合、移転制限措置の終了希望日の2週間前までに、終了についてお客様からご連絡いただくこととなります。ただし、実行日から1年未満の場合は、原則として解除できないものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、口座を解約する場合や、その他取引の規制等の要件に該当した場合は、本サービスは自動的に解除されます。

第9条（免責事項）

- 1 お申込みを受け付けるに際して審査をさせていただくことがございます。審査の結果によっては本サービスを提供できない場合がございます。
- 2 移転制限措置の開始希望日までに本サービスの提供を開始できない場合がございます。なお、協会での届出書の受理、登録にお時間がかかる場合があります。ゆとりを持った日程でお申し込みください。
- 3 本サービスにより原価法を採用するに当たっては、所轄税務署への届出が必要となります。実際の法人税の申告・納税につきましては、税理士等の専門家にご相談ください。
- 4 所轄税務署において、当社からお渡しする届出書の控えと協会からの登録管理番号をもってお届けください。なお、期末時価評価課税の適用除外が行われること、本サービスを中途解約した場合の税務上の取扱いなどの不明点につきましては、所轄税務署に直接お問い合わせください。お客様が届出を適時・適切に実施しなかったこと又は確認を怠ったことにより、期末時価評価課税の適用除外が行われなかったとしても、当社は責任を負いかねます。
- 5 当社お客様から本サービスのお申込みを承諾しない場合、お客様に対して本サービスの提供をしない場合（中途解約、法令等の変更によるサービス停止等の場合を含みます。）にお客様が税務上の不利益を受けたとしても、当社は責任を負いかねます。また、当社がお客様からの本サービスのお申込みを承諾したことやお客様に対して本サービスを提供したことをもって期末時価評価課税の適用除外を

受けられることを保証するものではありません。

- 6 当社が暗号資産の取扱いを一時中止する等の事情により、対象暗号資産が本サービスの対象外となる場合がございます。
- 7 税制、内閣府令及び協会規則等の変更により、本サービスの内容の見直し、本サービスの提供の全部又は一部の停止又は中止その他の合理的な措置を講じることがあります。

附則

2024年 7月5日 制定